

## 津久見扇子踊り娘 派遣要綱

### (趣旨)

第1条 本要綱は、津久見扇子踊り娘の派遣に関して、必要な事項を定めるものとする。

### (派遣)

第2条 津久見市観光協会（以下、観光協会という。）は、各種団体が行うイベント等が、津久見市観光及び郷土芸能のPRや、津久見市のイメージアップに資すると認められる場合に、津久見扇子踊り娘を派遣することができる。

### (派遣申請)

第3条 派遣を希望する者（以下「申請者」という。）は、別紙「派遣申請書」を提出しなければならない。

### (派遣承認)

第4条 観光協会は、申請書の提出があったときは、内容を審査し、その可否を決定のうえ、申請者に通知する。

- 2 前項の場合において、同一日に複数の申請があったときは、原則として先着順に承認する。
- 3 観光協会は、派遣に必要な条件を付することができる。

### (派遣を認めない場合)

第5条 前項の規定にかかわらず、申請者及びイベント等が、次の各号のいずれかに該当する場合は、派遣を認めない。

- (1) 酒席への派遣であるとき（ただし、酒類提供前は可とする）。
- (2) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (3) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (4) 観光協会の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (5) 営利を目的として使用し、又は使用するおそれがあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、観光協会長が不相当と認めるとき。

### (派遣費用等)

第6条 派遣に係る費用、派遣承認を受けた者から派遣依頼の取り消しの申し出がされたときの取消料については、別添1の通り定める。

### (承認取消)

第7条 本要綱に違反していることが認められた場合、観光協会は、いつでも派遣承認を取り消すことができる。

2 観光協会は、取消により生じた損害について一切の責任を負わない。

(委任)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、観光協会が定める。

(別添1) 派遣費用等について

1. 派遣人数

- ・津久見扇子踊りを行う場合、派遣人数は最少で5人とする。

2. 謝礼 (調髪料・着付料見合)

- ・扇子踊り娘1人あたり 6,000円 (市外への派遣は7,000円)
- ・着付料一式 10,000円

3. その他費用

- ・旅費交通費：実費 (特急：自由席、航空機：エコノミークラス、高速道路)
- ・宿泊費：実費
- ・その他：拘束時間内の食事代ほか実費相当額は申請者が負担すること

(例) 1泊2日、5名派遣の場合  
調髪料6,000円×5名分+着付料10,000円+宿泊費実費+夕食費・朝食費実費+旅費交通費

4. 派遣の取消料

事項	取消料
派遣予定日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日以降に取り消す場合	派遣料金の10%
派遣予定日の前日に取り消す場合	派遣料金の30%
派遣当日に取り消す場合	派遣料金の100%

※ただし、雨天中止等、派遣申請書に中止可能性が明記されている場合はこの限りではない。

